経営改善借換保証

ぜんしん

「ぜんしん」は、既存の保証付融資の借換え資金及び借換えに伴う
新たな事業資金に対する長期の保証を推進することにより、
資金繰りの円滑化を図り、経営改善及び事業の発展を支援する
新しい保証商品です。

ぜんしんの特長

最長20年の保証期間

保証期間が最長20年であり、無理のない
返済計画を立てることができます。

既保証の制度に関係なく借換え可能

あらゆる保証制度の借換えが可能であり、
毎月の返済負担を軽減することができます。

協会と金融機関の連携による支援

協会と金融機関の連携による支援を通じて、
中小企業・小規模事業者の皆さまの
資金繰り円滑化を後押しします。

お問い合わせ
ご相談窓口は
裏面をご
参照ください

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

経営改善借換保証 ぜんしんの概要

対象となる方	当協会の保証対象要件に該当し、次の全ての要件に該当する中小企業・小規模事業者 （1）当協会の保証付融資残高がある方 （2）申込金融機関との取引等が次の何れかに該当する方 ①申込人において、プロパー融資※の残高がある。 ②本保証と同時にプロパー融資を行う。 ※プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資です。
資金使途	既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円） ※ 一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内
保証期間	20年以内（うち据置期間3年以内）
貸付形式	証書貸付
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です。
保証料率	経営状況に応じて決定（下表のとおり）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借対照表なし
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%

■上表は概要ですので、詳細につきましては各事務所、支所までお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域（お客様の主たる営業所所在地）
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市東灘区・灘区・中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市兵庫区・長田区・須磨区・垂水区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市北区・西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市（区部を除く）
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市（区部に限る）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡

30総企-013